

この秋から賃金がアップ!

あなたや家族の時給は?

ご存知ですか「最低賃金制度」。それ以下の賃金で働かせても、働いてもいけない!とする時間給を法律で定めるものです。その額が、秋から引き上げられています(表参照)。地域で異なりますから、経営者の中には、「法律」や「地域の最賃額」を知らない人も少なくありません。

下回っている賃金は無効となり、使用者は少なくとも最低賃金の金額を支払う義務があります。

あなたやご家族、知人の賃金をチェックしてみてください。ご自身でしっかり点検しましょう。



地域別最低賃金(円)

	時間額	引上げ
全国平均	730	17
北海道	691	13
青森	645	12
岩手	644	13
宮城	674	12
秋田	645	13
山形	645	14
福島	657	13
茨城	690	12
栃木	697	12
群馬	688	12
埼玉	750	15
千葉	744	16
東京	821	30
神奈川	818	29
山梨	689	12
長野	693	12
新潟	681	12
富山	691	12
石川	686	12
福井	683	12
岐阜	706	10
静岡	725	12
愛知	745	13
三重	714	12
滋賀	706	13
京都	749	20
大阪	779	17
兵庫	734	13
奈良	691	12
和歌山	684	10
鳥取	642	12
島根	642	12
岡山	683	13
広島	704	12
山口	681	12
徳島	645	12
香川	664	12
愛媛	644	12
高知	642	11
福岡	692	12
佐賀	642	13
長崎	642	13
熊本	643	13
大分	643	12
宮崎	642	13
鹿児島	642	12
沖縄	642	13

時間給で働いていなくとも適用されます

【月給の方】月給÷1か月平均所定労働時間≥最低賃金

例
月給の方

A: ある人の賃金額
(毎月支払われる基本的な賃金)
155,000円

B: 所定外賃金は除きます
(時間外手当・休日出勤手当
・深夜勤手当)
35,000円

C: A - B
所定内賃金
120,000円

D: C - 通勤手当(5,000円)
120,000円 - 5,000円
115,000円

E: 時間給 = D ÷ 所定内労働時間
労働日数250日・所定労働時間7.5時間
115,000円 ÷ (250日 × 7.5時間)
736円

今月の給与から時間給を算出してみよう

A: あなたの賃金額
(毎月支払われる基本的な賃金)
円

B: 所定外賃金は除きます
(時間外手当・休日出勤手当
・深夜勤手当)
円

C: A - B
所定内賃金
円

D: C - (精勤・皆勤手当+通勤手当+家族手当)
円

E: 時間給 = D ÷ 所定内労働時間
労働日数■日・所定労働時間●時間
D円 ÷ (■日 × ●時間 ÷ 12月)
円

【歩合制の方】

例
歩合制の方

A: ある人のある月の総支給額
143,650円

B: 所定外賃金は除きます
(時間外割増や深夜割増の割増部分)
7,650円

C: A - B
歩合給
136,000円

D: 時間給 = C ÷ (所定内労働+時間外労働時間)
1か月の総労働時間170時間
時間外は30時間(深夜勤15時間)
136,000円 ÷ 200時間
680円

今月の給与から時間給を算出してみよう

A: あなたの賃金額
円

B: 所定外賃金は除きます
(時間外割増や深夜割増の割増部分)
円

C: A - B
歩合給
円

D: 時間給 = C ÷ (所定内労働+時間外労働時間)
1か月の総労働時間■時間
時間外は●時間
C円 ÷ (■+●)時間
円

全労連 ZENROREN 全国労働組合総連合

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 TEL (03) 5842-5611
http://www.zenroren.gr.jp

労働相談ホットライン 0120-378-060